

発議第8号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「委員8人」を「委員7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年5月22日

山形県議会議長 殿

提出者	野 川 政 文
	吉 村 和 武
賛成者	青 柳 安 展
	小 松 伸 也
	島 津 良 平
	石 黒 覚
	森 谷 仙一郎
	大 内 理 加
	舩 山 現 人
	田 澤 伸 一
	森 田 廣
	星 川 純 一

（提案理由）

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案するものである。